

山梨県産業廃棄物実態調査票(その2)

鉱業、製造業、その他の業種

別紙「記入例」を参考に記入してください。

I 事業所での廃棄物等の発生状況
貴事業所で発生した産業廃棄物、及び自ら再生利用した物、他者に有償で売却した物又は回収された物も対象としてください。

①廃棄物等の種類
廃棄物等の具体的な名称(貴事業所での呼び名)を記入してください。

②廃棄物等の分類番号
別紙「廃棄物分類番号表」を参照して、その廃棄物等の属するグループの4ケタの分類番号を記入してください。

③年間発生量(中間処理する前の量)
廃棄物等の種類ごとに1年間の発生量を記入してください。
単位は、該当するものを選び、その番号に○をつけてください。
発生量とは、焼却や脱水などの中間処理をする前の量、及び売却する前の量です。

※同じ廃棄物等で処理方法が複数ある場合(例えば、最終処分と再生利用等)、また、処理先が複数ある場合は、複数行に分けて記入してください。(記入例参照)。

II 事業所での自己中間処理状況
中間処理とは産業廃棄物を無害化、安定化又は減量化するために行う処理のことです。

④自己中間処理の方法
該当する処理方法を、中間処理の工程順にA~Jの記号で記入してください。例)H中和→B脱水→A焼却

A 焼却 B 脱水 C 乾燥 D 油水分離
E 粉砕・切断・破碎 F コンクリート固化
G 圧縮 H 中和 I 溶融 J その他

⑤自己中間処理後の廃棄物等の分類番号
別紙「廃棄物分類番号表」を参照して、中間処理後廃棄物等の属するグループの4ケタの番号を記入してください。
中間処理後、複数の種類の廃棄物等が発生する場合は、記入例のように複数行に分けて記入してください。

⑥自己中間処理後量
中間処理を何回か行う場合は、最終的に生じる廃棄物等の量を記入してください。
単位は該当するものを選び、その番号に○をつけてください。

III 事業所での自己中間処理以外の処理状況
売却、再生利用又は処分の内容についてお聞きします。

⑦処理主体
売却、再生利用又は処分先を次の0~8の数字で記入してください。

0 自社 1 自社他工場
2 再生資源回収業者(紙くず、金属くず、ガラスくず、繊維くずのみ)
3 再生利用業指定業者 4 納入業者 5 関連企業
6 産業廃棄物処分業者 7 市町村 8 その他

⑧処理方法(直接売却含む)
⑦の処理主体にどのような処理を委託したか、A~Wの記号で記入してください。(最終的に再生利用される場合は、Bの再生利用ではなく、F以降の処理方法を選択し記入してください。)
例:汚泥の肥料化の場合は、設問⑧を「K」とし⑭で「e」とする。

A 売却 B 再生利用 C 埋立処分 D 海洋投棄
E 保管 F 焼却 G 溶融 H 焼成・ばい焼
I 脱水 J 乾燥 K 肥料化 L 中和
M 油水分離 N 蒸留 O 無害化 P コンクリート固化
Q 選別 R 破碎・切断・粉砕 S 圧縮 T 濃縮
U 薬剤固化 V 流動化 W その他

⑨処分、再生利用又は売却先の名称及び電話番号
収集運搬業者の名前ではなく、処理処分業者の名称を記入してください。⑦で「0 自社」を選択した場合は、空欄で構いません。
(※収集運搬業者しか分からない場合は、その業者に確認し記入してください。)

⑩処分先の地域番号
別紙「地域番号表」を参照して、売却、再生利用又は処分が行われる場所の2ケタの地域番号を記入してください。

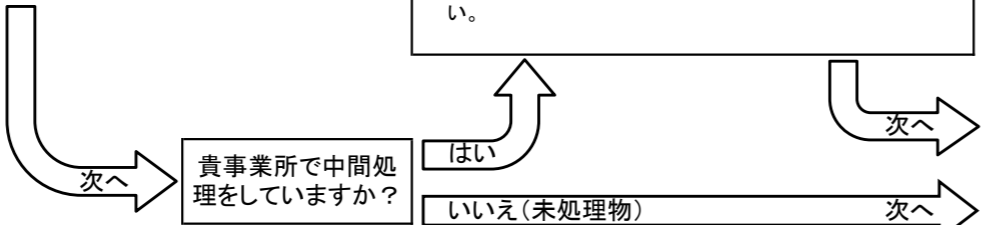
⑪委託中間処理後量(任意)
委託中間処理業者等からの情報により把握している場合は記入してください。

⑫・⑬処理後物の処理主体及び処理方法
委託先で中間処理(⑧でF~Wの場合)された後、生じた廃棄物等の処理について、その処理主体を⑦の0~8より選択し⑫に記入してください。
また、その処理方法を次のア~クより選択し⑬に記入してください。

ア 売却 イ 無償供与 ウ 再生利用 エ 埋立処分(県内)
オ 埋立処分(県外) カ 海洋投入 キ 再処理(中間処理)
ク その他

⑭資源化の用途
売却や無償供与、再生利用される場合、その資源化の用途を次のa~nの記号で記入してください。

a 金属資源 b 燃料 c 骨材・路盤材等の建設資材
d セメント原料 e 飼料・肥料・土壌改良剤 f パルプ・紙原料
g ガラス原料 h プラスチック原料 i 再生油・再生溶剤
j 塩化鉄又は硫酸鉄原料 k 酸又はアルカリ l 再生タイヤ
m 製鉄用コークス代替材(還元剤) n その他



【記入欄】

記入欄が不足と思われる場合は、あらかじめ本用紙をコピーして記入してください。また、調査票は山梨県のホームページ(<https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-sb/52092133928.html>)からダウンロードもできます。

I 事業所での廃棄物等の発生状況										II 事業所での自己中間処理状況						III 事業所での自己中間処理以外の処理状況																																	
① 廃棄物等の種類 (具体的な名称)	② 廃棄物等の 分類番号 (別紙参照)	③年間発生量(中間処理前量)							④処理方法 番号(A~J) 1次 2次 3次	⑤処理後の 廃棄物等の 分類番号 (別紙参照)	⑥自己中間処理後量					⑦ 処理主体 (0~8)	⑧処理方法 番号(A~W) 1次 2次 3次			⑨ 処分、再生利用又は売却先の名称及び電話番号	⑩ 処分先の 地域番号 (別紙参照)	⑪委託中間処理後量(記入任意)					⑫ 処理後物の 処理主体 (0~8)	⑬ 処理後物の 処理方法(ア ~ク)	⑭ 資源化の 用途(a~ n)																				
		百	十	万	千	百	十	一			小数点 以下	単位 (番号に○)	百	十	万		千	百	十			一	小数点 以下	単位 (番号に○)	1次	2次				3次	1次	2次	3次	1次	2次	3次	1次	2次	3次	1次	2次	3次	1次	2次	3次	1次	2次	3次	1次
1																																																	
2																																																	
3																																																	
4																																																	
5																																																	
6																																																	
7																																																	
8																																																	
9																																																	
10																																																	

記入例

例Aから例Fまで、参考事例を示しております。この事例及びマニフェスト伝票を参考にして調査票(その2)を記入してください。

記入上の注意事項

- 本調査の対象廃棄物は、以下に示すものです。
・貴事業所で発生した産業廃棄物
・自ら再生利用した物、自社で処理を行わず他社に売却した物又は回収された物も対象とします。
●記入欄が不足すると思われる場合は、あらかじめ用紙をコピーして、記入してください。
●廃油(食用油等)について
・ドラム缶の本数で把握されている場合は、1本=200リットル
・一斗缶の本数で把握されている場合は、1本=18リットルとして換算してください。
●発生した「廃棄物等の種類(①及び②)」と「③年間発生量」には、「脱水」や「焼却」等の中間処理を行う前のものをお答えください。
ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答えください。
1.廃酸、廃アルカリを公共用水域(河川、公共下水道等)への放流を目的として中和処理した場合
→中和処理後の「汚泥」を発生量としてください。
2.含油廃水を油水分離した場合
→油水分離後の「廃油」と「汚泥」等を発生量としてください。
●発生量等の単位は、できるだけトンでご記入ください。

例A 鉄板の加工の際に鉄板くずが年間150トン発生した。このうち100トンを甲府市にある(株)□□に売却した。残りの50トンを静岡県にある(有)△△に売却した。2社とも鉄鋼材料として再生利用している。

例B 月平均一斗缶5本ぐらいの機械油が発生した。重量換算すると年間1,080kgとなる(18kg×5本×12カ月)。これは、上野原市の再生利用業指定業者〇〇商店に処理を有料で依頼した。〇〇商店では、油水分離後の500kgを燃料として再生利用している。

例C プラスチック製品くずが500kg発生した。収集運搬は(株)〇〇に委託し、中間処理及び最終処分を岐阜県の△△(株)に委託した。△△(株)では、焼却処理し、その焼却灰50kgを、埋立処分(県外)している。

例D 活性汚泥処理工程において汚泥が年間1,500トン発生し、自社の施設で焼却、溶融を行っている。溶融後の鉱さい50.5トンは、早川町の処分業者〇〇工業(株)で粉碎した後、建設資材として再生利用している。また、溶融後のばいじん2.5トンは、新潟県にある(有)△△処理センターの処分場で埋立処分している。

例E 排水処理汚泥が発生し、自社の施設で脱水、機械乾燥を行い、処理後の残渣が10トン(含水率85%)であった。処理前の量は、計算していないので正確ではないが、処理前の含水率が97%であるため計算すると50トン程度となる。処理後の汚泥は、長野県に管理型処分場を保有する〇〇(有)で直接埋立処分した。【計算方法】 10t×(100-85)÷(100-97)=50t

例F 木くずが年間10.5トン発生し、自社の焼却炉ですべて焼却した。焼却灰が500kg程度発生し、忍野村の□□環境(有)に埋立処分を委託した。

例G 紙製造の過程で紙くずが年間50kg発生した。南アルプス市内にある回収業者□□(株)にすべて再生資源として引き取ってもらった。

別添の「廃棄物等分類番号表」を参照してください。 該当する単位の番号に、必ず〇をつけてください。 別添の「廃棄物等分類番号表」を参照してください。 中間処理後の廃棄物が微量な場合は、「0」を記入してください。 委託している会社の本社や事務所、営業所の場所ではなく、処理等が行われている場所の地域番号を、別添の「地域番号表」を参照し、記入してください。 委託先で中間処理(⑧でF~Wの場合)された後の量を記入してください。 委託先で中間処理(⑧でF~Wの場合)された後の処理状況を記入してください。

Table with 3 main sections: I 事業所での廃棄物等の発生状況, II 事業所での自己中間処理状況, III 事業所での自己中間処理以外の処理状況. Includes columns for waste type, quantity, treatment method, and disposal details.

木くずや紙くずなどは、限定された業種から発生した廃棄物のみが「産業廃棄物」となります。 破碎処理など、処理後も種類が変わらないものは処理前(②)と同じ分類番号を記入してください。 中間処理後の残量を記入してください。また、該当する単位の番号に必ず〇を付けてください。 廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認し記入してください。また、不特定の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入してください。

【廃棄物等分類番号表】

種類	分類番号	具体例
燃え殻	燃え殻	石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、炉掃出物、煙道・煙突に付着推積したすす、クリンカなど 【注：可燃ごみなど自社で焼却処理した場合は、「燃え殻」ではなく、焼却する前の廃棄物の種類で記入してください。】
	0100	
	廃活性炭・廃カーボン	0101 廃活性炭、廃カーボン
	水銀含有燃え殻	6603 水銀を15mg/kgを超えて含有する燃え殻
	有害物質を含む燃え殻	0109 有害物質の判定基準を超えるもの
汚泥	有機性汚泥	0210 排水処理汚泥、製紙汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、ビルピット汚泥(し尿を含むものは除く)、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、下水汚泥など
	無機性汚泥	0220 めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥、上水汚泥、道路側溝汚泥など
	水銀含有汚泥	6724 水銀を15mg/kgを超えて含有する汚泥
	有害物質を含む汚泥	0209 有害物質の判定基準を超えるもの(指定下水汚泥、ドライクリーニング汚泥など)
廃油	一般廃油(鉱物油)	0311 エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料など
	一般廃油(動植物油)	0312 魚油、鯨油、ヘット、ラード、天ぷら油、サラダ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油など
	廃溶剤	0320 アルコール類、ケトン、洗浄油など
	固形油	0330 アスファルト、タールピッチ類、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、バステルなど
	油でい	0340 油分の含有量が5%以上の汚泥などで直接埋立処分できないもの(タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカムなど)
	油付着物等	0350 油のしみたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料(液状)、インクかす、廃ワニスなど
	揮発油類	0308 揮発油類(ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど)
	有害物質を含む廃油	0309 有害物質の判定基準を超えるもの
	廃酸	廃酸
水銀含有廃酸		6804 水銀を15mg/kgを超えて含有する廃酸
強酸性廃液		0408 PH2.0以下の廃液
有害物質を含む廃酸		0409 有害物質の判定基準を超えるもの
廃アルカリ	廃アルカリ	0500 アルカリ性洗浄廃液、液洗びん用廃アルカリ、石灰廃液、廃灰汁、アルカリ性メッキ廃液、金属せっけん廃液、ドロマイト廃液、染色廃水(精練工程、シルケット加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、硫化ソーダ廃液、写真現像廃液など
	水銀含有廃アルカリ	6903 水銀を15mg/kgを超えて含有する廃アルカリ
	強アルカリ性廃液	0508 PH12.5以上の廃液
	有害物質を含む廃アルカリ	0509 有害物質の判定基準を超えるもの
廃プラスチック類	廃プラスチック	0610 合成繊維(ナイロン繊維、ポリエステル繊維、化学繊維など)、FRP(繊維強化プラスチック、FRP廃船など)、熱可塑性プラスチック(ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂など)、熱硬化性樹脂(フェノール樹脂(ベークライト)、ユリア樹脂など)、プラスチック製品くず(塗料かす(固形)、エナメルかす、フィルム、発泡スチロール、ビニールシート、塩ビ管など)、合成ゴム(パッキンくず、ライニングくずなど)
	廃タイヤ	0620 廃タイヤ
紙くず	0700	紙・紙加工品製造業、製本業等から排出される紙くず
木くず	0801	木材・木製品製造業、パルプ製造業等から排出される木くず
	0802	パレット、パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材
繊維くず	0900	繊維製品製造業から排出される繊維くず 【注：合成繊維は廃プラ類に該当します。】

【廃棄物等分類番号表】

種類	分類番号	具体例
動植物性残さ	動物性残さ	1001 魚・獣の骨、魚・獣の皮、内臓等のあら、皮革くず、ポイルかす、うらごしかす、缶づめ・瓶づめの不良品、乳製品精製残渣、卵から、貝がら、羽毛など
	植物性残さ	1002 ソースかす、醤油かす、こうじかす、酒かす、ビールかす等の発酵・醸造かす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米、麦粉、大豆かす、不良豆、果物の皮、種子、野菜くず、薬草かす、油かす、パンくず、原料くずなど
動物系固形不要物	4000	と畜場にて排出された牛、豚・食鳥等の不可食部分等の不要物
ゴムくず	1100	天然ゴムくず(ゴムくず、エポナイトくず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム版くずなど) 【注：合成ゴムは廃プラ類に該当します。】
金属くず	1200	切粉、ショットプラスト(金属のみがきに使用したものに限り)、スクラップ、ブリキくず、トタンくず、空き缶、銅くず、アルミくずなど
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず	1301 白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビンなど
	陶磁器くず	1302 セラミックくず、れんが、かわら、土管、陶管、タイル、陶器、コンクリート製品くず、モルタルハツリくずなど
	石膏ボード	1303 石膏ボードくず
	コンクリートくず(がれき類を除く)	1304 コンクリート製品のくず、コンクリートがら、コンクリート塊、残コン、生コンクリート、戻りコンクリート、製品不良品、セメント瓦のくず、セメント製品くずなど
	石綿含有物(普通産廃)	1308 アスベスト成形板(アスベストの含有量が1%を超えるスレート板、パーライト板、石綿セメント円筒など)
鉱さい	鉱さい	1400 廃砂(鑄物砂、サンドブラスト廃砂など)、炉さい(高炉水さい、高炉の残さ、平炉の残さ、転炉の残さ、電気炉の残さ、キューボラのノロ、ドロス、カラミなど)、鉱さい類(不良鉱石、ボタ、粉炭かす、鉱じん、破石くずなど)
	水銀含有鉱さい	7004 水銀を15mg/kgを超えて含有する鉱さい
	有害物質を含む鉱さい	1409 有害物質の判定基準を超えるもの
がれき類(工作物の除去に伴って生じた物に限る)	コンクリート片	1510 コンクリート破片、コンクリートブロック破片
	廃アスファルト	1520 アスファルトコンクリートの破片
	その他の建設廃材	1530 鉄道用路線の砂利、骨材、石材、れんが、スレート、タイル、断熱材など
	建設混合廃棄物	1540 工事現場内及び自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの
	廃石綿(アスベスト)等	2009 吹き付け石綿、石綿含有保温材大気汚染防止法の特定期間発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
動物のふん尿	1600	畜産農業から排出される動物のふん尿
動物の死体	1700	畜産農業から排出される動物の死体
ばいじん	ばいじん	1800 電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダストなど
	水銀含有ばいじん	6502 水銀を15mg/kgを超えて含有するばいじん
	有害物質を含むばいじん	1809 有害物質の判定基準を超えるもの
感染性廃棄物	8009	医療機関等において生じた、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物であって汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等であるもの(血液、血液製剤、血液等が付着した手術用手袋、使用済みの注射器・注射針、メス、実験・検査に使用した培地、脱脂綿など)
シュレッターダスト	シュレッターダスト	9010 廃電気機械器具の破砕物
	有害物質を含むもの	9019 有害電気機械器具の破砕物
その他	廃機械器具(家電リサイクル法以外)	9020 家電リサイクル法の対象機器(エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫)を除く廃機械器具
	水銀使用産業廃棄物	6417 水銀使用蛍光管、水銀使用医薬品・農薬、水銀回収義務付け品、その他水銀使用産業廃棄物
	廃バッテリー	9030 廃バッテリー
	特定有害廃水銀等	5108 特定施設において生じた廃水銀等

注) は特別管理産業廃棄物

